

○埋蔵文化財とは？

埋蔵文化財は、「文化財保護法」に規定されている「地下に埋まっている文化財」のことです。

国民共有の財産であると同時に、それぞれの地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産です。埋蔵文化財包蔵地とは、「貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地」とされています。

○周知の埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等を実施する場合の流れ

文化財保護法では、周知の埋蔵文化財包蔵地内において個人・民間企業等の方が土木工事等を実施する場合、**着手する60日前まで**に市町教育委員会（東温市の場合は、東温市教育委員会（担当課：生涯学習課 東温市立歴史民俗資料館））を通じて、愛媛県教育委員会への届出が必要となります。

国の機関や地方公共団体等が工事を行う場合は、文化財保護法第94条第1項の規定により、あらかじめその旨の通知が必要となります。

その後、試掘・確認調査の結果や、工事内容等を基に、愛媛県教育委員会から次のような指示があります。

- ① 「発掘調査」 発掘調査を実施する必要があります。
- ② 「工事立会」 工事時に職員の立会が必要となります。
- ③ 「慎重工事」 工事が埋蔵文化財に影響を与えないよう慎重に工事を実施してください。

○書類提出に関するお願い

埋蔵文化財の有無や、遺跡の性格を把握するため、事前に試掘・確認調査が必要な場合があります。このため、なるべく早めにお問合せいただきますようお願いいたします。

提出に必要な書類 ○埋蔵文化財の試掘・確認調査等について（依頼） 1部
○埋蔵文化財試掘・確認調査等承諾書 1部
○周知の埋蔵文化財包蔵地内における土木工事等届出（通知）書 2部

○工事中に遺跡を発見したときは

工事中に、土器や貝づか、住居跡、古墳や遺跡と認められるものを発見した場合は、工事を一旦中止し、その現状を変更することなく、速やかに東温市教育委員会（担当課：生涯学習課 東温市立歴史民俗資料館）まで文化財保護法第96条第1項の届出をおこなってください。国の機関や地方公共団体等の場合は、文化財保護法第97条第1項の規定による通知が必要となります。

○その他埋蔵文化財に関するお問合せ

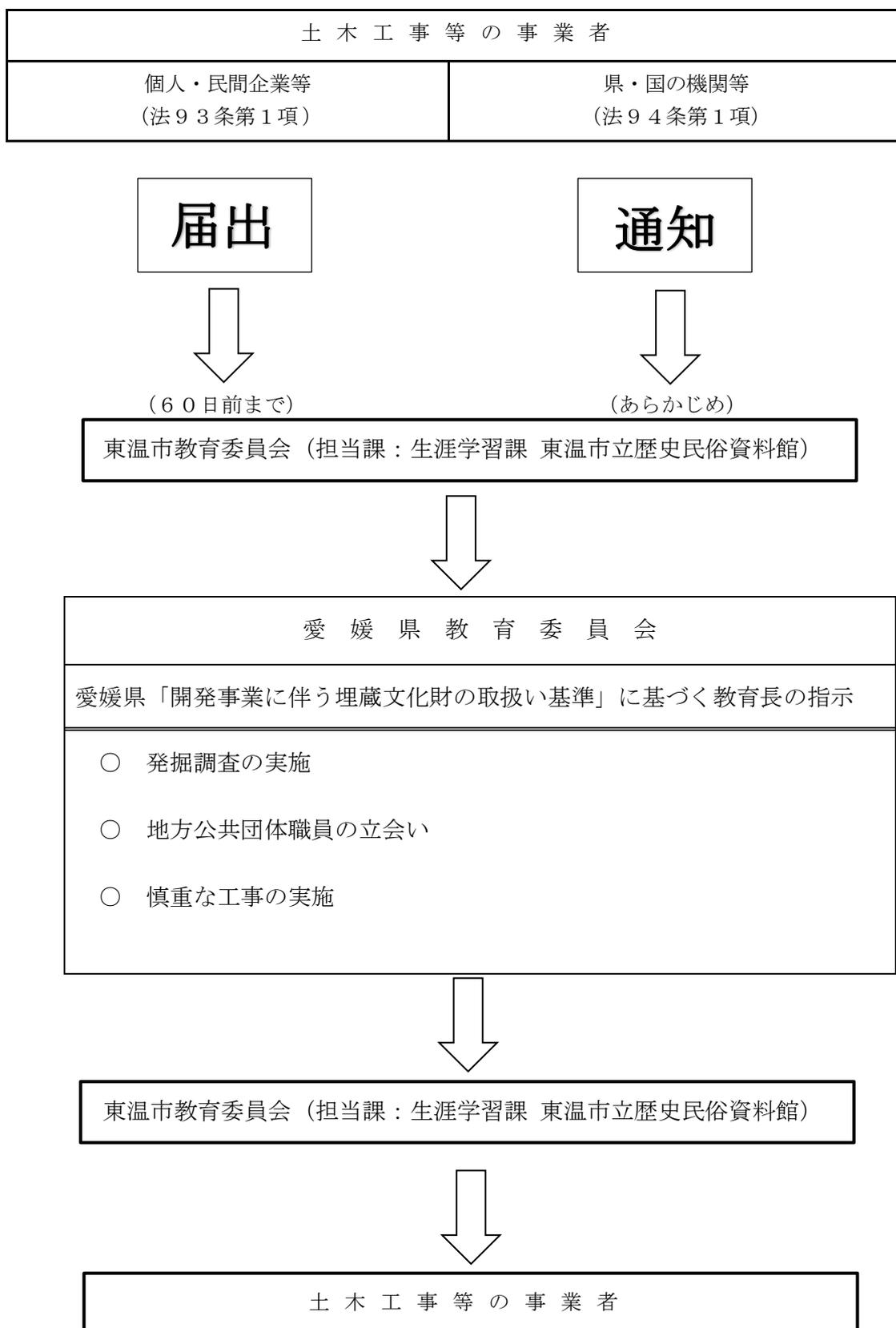
〒791-0211 東温市見奈良509-3

東温市教育委員会 生涯学習課 文化振興係（東温市立歴史民俗資料館）

TEL・FAX 089-964-0701

休館日 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は開館、翌火曜日が休館）・第3日曜日・月末・年末年始

周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行なう場合の手続き



工事中に遺跡を発見した場合の手続き

| | |
|-----------------------|----------------------|
| 土木工事等の事業者 | |
| 個人・民間企業等 (法96条第1項) | 県・国の機関等 (法97条第1項) |

届出

通知

東温市教育委員会（担当課：生涯学習課 東温市立歴史民俗資料館）

愛媛県教育委員会

愛媛県「開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」に基づく教育長の指示

- 発掘調査の実施
- 地方公共団体職員の立会い
- 慎重な工事の実施

東温市教育委員会（担当課：生涯学習課 東温市立歴史民俗資料館）

土木工事等の事業者